

社会福祉法人篤仁会 愛日荘園 介護職員初任者研修 学則

1 事業者の名称 住所	社会福祉法人篤仁会 福島市大波字熊野山1番地
2 研修事業の名称	愛日荘園 介護職員初任者研修(第4期)
3 実施課程の運営基準	講座は、以下に従って実施され、福島県知事により事前に指定を受けて運営されます。 ・福島県介護員養成研修事業実施要綱
4 研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修 ・通学及び通信形式
5 研修期間	◎第4期 開催時間 9:00~16:40 開催期間令和4年7月8日(金)~令和4年10月19日(水)
6 研修日程	第4期 研修日程(別紙参照)
7 募集定員	第4期 10名
8 事業者指定番号	1071
9 開講の目的	高齢化が急激に進むなか、介護を必要とする方が増加しています。介護の必要な方、また介護する家族の生活の質が確保され地域での生活が継続できるよう質の高い介護職員を養成し、地域の福祉、医療に貢献したいと考えております。
10 講義・演習室 (住所も記載)	講 義:福島市東部勤労者研修センター 福島市岡島字段橋10 演習室:講義会場と同じ、通信における面接指導:講義会場と同じ
11 実習施設	① 実施しない 2 実施する
12 講師の氏名及び 担当課目	講師一覧表(別紙:講師情報参照)
13 使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト(中央法規)
14 シラバス	シラバス第4期(別紙参照)
15 受講資格	(1)全講座出席可能な18歳以上の方 (2)介護に関心がある方もしくは介護職員として従事することを希望する方
16 広告の方法	(1)愛日荘園 ホームページ、広報誌に掲載 (2)関係機関、近隣周辺へのチラシ、ポスターの配布

17 情報開示の方法	<p>下記ホームページにおいて情報開示いたします。  ホームページアドレス <a href="http://www.ainichisouen.net/">http://www.ainichisouen.net./</a></p>
18 受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	<p>(1) 受講手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講希望者は、愛日荘園介護職員初任者研修申込書に記入の上、愛日荘園事務局まで直接申込書を持参又はメール・FAXにてお申し込みいただきます。</li> <li>・ 未成年者の場合は、保護者の同意が必要となります。</li> <li>・ 受講決定者には承認書ならびに受講案内を送付します。</li> <li>・ 受講決定者は受講料を開催日前までに現金又は振り込みでお支払い下さい。</li> <li>・ 応募者多数の場合は、申込受付順にて受講者を決定します。</li> </ul> <p>(2) 本人確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回受講時に次のいずれかの方法により受講者の本人確認を行うことといたします。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 戸籍謄本・抄本や住民票の提出 ※（発行後6ヶ月以内）</li> <li>② 住民基本台帳カードの提示</li> <li>③ 在留カード等の提示</li> <li>④ 健康保険証の提示</li> <li>⑤ 運転免許証の提示</li> <li>⑥ パスポートの提示</li> <li>⑦ 年金手帳の提示</li> <li>⑧ 国家資格の免許証・登録証の提示</li> <li>⑨ マイナンバーカード表面の提示</li> </ol>
19 受講料及び受講料支払方法	<p>(1) 受講料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般受講料 50,000円(消費税含む)</li> <li>・ テキスト代 5,500円(消費税含む)</li> </ul> <p>ただし令和4年度地域医療介護総合確保基金事業補助金制度を活用される方は受講料が全額還付されます。</p> <p>(交付要件/対象となる受講者の範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護分野での就業を希望し、福祉人材センターに求職者登録する者（介護職員として就業中の者を除く）又は介護施設等で就労する初任段階における介護職員（通算従事年数が概ね3年以内）</li> <li>② 令和5年3月31日までに介護職員初任者研修を修了する者</li> <li>③ 他制度から支援を受けていない者</li> </ol> <p>(2) 支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講料は開講日前までに直接窓口で現金でお支払いいただくかもしくは指定振込先銀行へ期日までにお振り込みください。</li> </ul>

	<p>・分割払いを希望される方は事前に相談して下さい。</p> <p>振込先 金融機関名 福島銀行 本店 0513-110  口座名義 特別養護老人ホーム 愛日荘園  園長 森 智秀  口座番号 4 3 6 8 8 1</p>
20 受講の取消し及び料金の返金の有無	<p>(1) 受講の取消し</p> <p>・意欲が著しく欠ける者、遅刻、欠席が多く終了の見込みがないと認められる者。</p> <p>・研修運営を妨げる行為等について再三の指導にも関わらず、これに従わない者については当法人において受講を取り消します。</p> <p>(2) 受講料の返金</p> <p>・受講決定後から開講 2 日前までに解約の申し出があった場合には全額返金いたします。2 日前以降の返金はいりませんのでご注意ください。</p> <p>・講座の開催がない場合は、指定口座に受講料を返金いたします。</p>
21 受講者等の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無( <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 )</p> <p>(1) 受講者に対する保護</p> <p>当法人の定める個人情報保護規程に基づき遵守いたします。</p> <p>(2) その他</p> <p>受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはなりません。</p> <p>なお、修了者は福島県の管理する修了者名簿に記載されます。</p>
22 研修終了の認定方法	<p>以下の要件を全て満たした者を修了者として認定します。</p> <p>(終了認定の要件)</p> <p>①カリキュラム(通学・通信)を全て履修していること</p> <p>②レポート提出(通信課程)及び終了評価のすべてにおいて合格点(65点以上)に達していること</p> <p>③介護技術の習得が講師により評価されていること</p> <p>尚、研修の終了年限は7ヶ月以内とします。</p> <p>終了評価方法:別紙参照</p>
23 補講の方法及び取扱	<p>(1) 補講の方法</p> <p>やむを得ない事情で講義及び演習を欠席した者については5項目を限度に補講を実施します。講義に要する費用は無料です。</p>
24 欠席、遅刻及び早退の取扱	<p>130時間受講することが修了の条件となりますので、少しでも遅刻及び早退した場合は欠席となります。欠席した科目については補講を受けていただくことになります。</p>
25 受講中の事故等についての対応	<p>講義、演習中に体調不良や怪我、事故などが起きた場合は速やかに研修担当者に連絡をとり、その指示に従って行動してください。その内容については記録として残し保管します。</p>

26 研修責任者名 所属名及び役職	氏名: 森 智秀 役職: 施設長 所属名: 社会福祉法人 篤仁会 愛日荘園
27 課程編成責任者	氏名: 佐々木 研二 役職: 副施設長 所属名: 社会福祉法人 篤仁会 愛日荘園
28 法人における苦情等 相談窓口、連絡先	氏名: 森 智秀 役職: 施設長 所属名: 社会福祉法人 篤仁会 愛日荘園 連絡先: 024-588-1120
29 事業所の苦情等 相談窓口、連絡先	氏名: 佐々木 研二 役職: 副施設長兼生活相談員 連絡先: 024-588-1120
30 研修事務担当者名 連絡先	氏名: 松浦 康子 役職: 事務長 氏名: 荻野 典昭 役職: 主任事務員 連絡先: 024-588-1120
31 修了証書の再発行	修了証明書等の紛失があった場合は、修了者本人の申し出により再交付いたします。なお、受取は入金確認後に郵送させていただきます。 ・ 証明書交付に係る費用: 500 円
32 その他必要な事項	1. 今期については新型コロナウイルスの感染が懸念されているため、研修会の開催にあたっては、福島県介護員養成研修事業における「新型コロナウイルス感染症における感染症予防対策」を徹底した上で「新型コロナウイルスにかかる感染予防対策」チェックリストを活用するなど感染の防止に万全を期したいと思っております。

(作成日: 令和4年6月1日)